

平成18年2月より、改正浄化槽法が施行されました。

【法律の主な改正点】

- ①法定検査を受検しない者に対する行政機関の指導監督が強化されました。
これまでも、浄化槽管理者(設置者)には、通常の保守点検・清掃とは別に、法定検査を受けることが義務付けられていましたが、検査を受けていない場合に、都道府県知事等(政令市の市長、権限移譲市の市長含む)が検査を受けるように助言・指導・勧告・命令を行うことができるようになりました。
- ②浄化槽管理者は、浄化槽の使用を廃止した場合にはその日から30日以内に兵庫県知事等(政令市の市長、権限移譲市の市長含む)に対して廃止の報告が義務付けられました。
- ③指定検査機関が実施した法定検査の結果は、都道府県知事等(政令市の市長、権限移譲市の市長含む)に報告することになりました。(検査を行った年月日、浄化槽管理者の氏名・住所、浄化槽の設置場所・検査結果等)

【浄化槽に関するお問合せ窓口】

●兵庫県の行政窓口

担当部署	連絡先(電話番号)	お住まいの市町
兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課	(078)341-7711(代表)	
1 阪神北 県民局環境課	(0797)83-3146(直通)	猪名川町
2 東播磨 県民局環境課	(079)421-9313(直通)	稲美町、播磨町
3 北播磨 県民局環境課	(0795)42-5296(直通)	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
4 西播磨 県民局環境第1課	(0791)58-2138(直通)	相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町、市川町、福崎町、神河町
5 但馬 県民局環境課	(0796)26-3651(直通)	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
6 丹波 県民局環境課	(0795)73-3774(直通)	篠山市、丹波市
7 淡路 県民局環境課	(0799)26-2072(直通)	洲本市、南あわじ市、淡路市

●政令市等の行政窓口

担当部署	連絡先(電話番号)	お住まいの市町
8 神戸市環境局環境創造部環境保全指導課	(078)322-5309(直通)	神戸市
9 姫路市環境局環境政策室	(079)221-2467(直通)	姫路市
10 尼崎市健康福祉局生活衛生課	(06)4869-3017(直通)	尼崎市
11 西宮市環境事業部美化第3課	(0798)33-0779(直通)	西宮市
12 明石市明石クリーンセンター	(078)918-5740(直通)	明石市
13 芦屋市都市環境部環境課	(0797)38-2050(直通)	芦屋市
14 伊丹市民自治部環境クリーンセンター 業務課	(072)782-0968(直通)	伊丹市
15 加古川市尾上処理工場	(079)422-5560(直通)	加古川市
16 宝塚市環境部クリーンセンター 管理課	(0797)87-4844(直通)	宝塚市
17 高砂市美化センター 業務施設課	(079)447-1157(直通)	高砂市
18 川西市美化環境部美化環境室美化推進課	(072)759-8011(直通)	川西市
19 三田市経済環境部環境政策局生活衛生課	(079)559-5064(直通)	三田市

【法定検査に関するお問合せ窓口】

兵庫県知事指定浄化槽検査機関
 一般社団法人 兵庫県水質保全センター
 〒650-0047 神戸市中央区港島南町3丁目3番8
 電話(078)306-6021(業務部浄化槽検査課)
 U R L : <http://www.hyogo-suishitsu.jp/>
 E-mail : kensaka@hyogo-suishitsu.jp

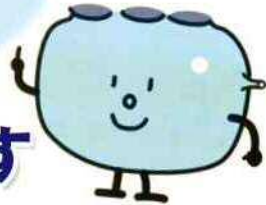
●浄化槽法第11条に規定する検査の手数料は下記の通りです。

処理対象人員	金額	
	浄化槽(合併)	みなし浄化槽(単独)
20人以下	5,700円	5,500円
21~50人	8,100円	6,900円

※知事が定めた告示料金となっております。なお、浄化槽の種類や処理対象人員によって金額は異なってきます。



浄化槽の管理は しっかりと!



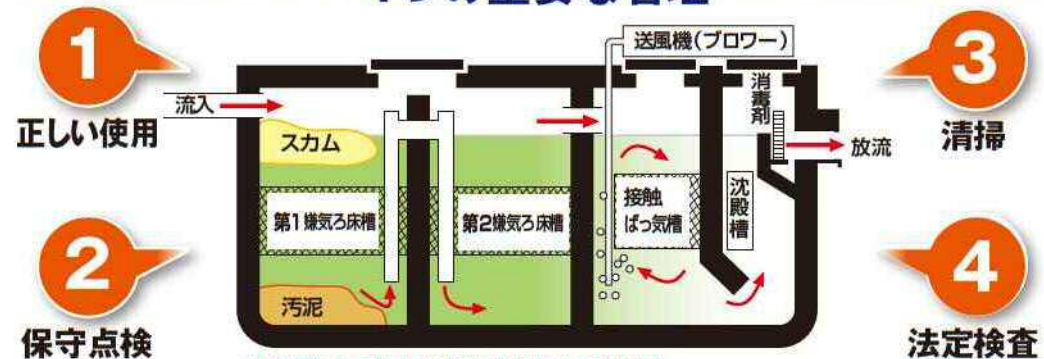
使った水からのお願いです

浄化槽を正しく管理してきれいな水環境を!

「浄化槽」は、皆様の日常生活において発生する水洗トイレの汚水と台所、浴室等の生活雑排水を、身近な場所で効率よく適切に処理するもので、公共用水域等の水質の保全等を図るために重要な役割を担っています。

美しい自然と水環境を守りながら、快適な日常生活を実現するためにも、しっかりと浄化槽の維持管理をしましょう。

浄化槽をお使いになっている方に守っていただく 4つの重要な管理



※処理方式によっては、上記の構造とは多少異なっております。
 ※浄化槽は、し尿と生活雑排水(台所や風呂等の排水)を処理する合併処理浄化槽と、便所のし尿のみを処理するみなし浄化槽(単独処理浄化槽)があります。

●兵庫県知事指定浄化槽検査機関

一般社団法人 兵庫県水質保全センター

TEL 078-306-6020(総務課) 078-306-6021(浄化槽検査課)

ホームページ: <http://www.hyogo-suishitsu.jp>

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課 監修



エコアクション21
 環境・登録番号0002335



1 浄化槽は、次の点に注意して使用してください

浄化槽は微生物によってし尿や生活雑排水を処理するものですから、微生物が活発に活動できる状況を常に保つ必要があります。

そこで、浄化槽を使用する家庭の皆様は、②～④を守り次の事項に注意してください。

★トイレでは

- トイレ紙以外のもので(例:紙おむつ、衛生用品、タバコの吸い殻等)を流さない
- トイレの掃除には酸性・アルカリ性の強い薬品を使わない(中性のものを使用)



★台所では

- 食べ残しや野菜くず、天ぷら油、酒類などを流さない
- 食器の油污は新聞紙等でふき取る



★風呂場では

- カビ取り剤・漂白剤は適正量使う

★浄化槽では

- 送風機の電源を切らない
- 浄化槽の上に物を置かない

※なお、みなし浄化槽(単独処理)をお使いになっている皆様にも公共用水域の水質保全のために、台所や風呂場からの排水について、上の事項を心がけていただくことが大切です。

2 保守点検は、専門業者に委託して必ず実施してください

浄化槽の保守点検は、機械の点検、調整、補修や消毒剤の補充などを行うものです。

浄化槽は、微生物を利用して汚水をきれいにする装置です。その微生物が活発に動けるよう環境を整えるメンテナンス作業が必要であり、家庭用の浄化槽では、通常の使用状態で**1年に3回以上**(処理方式により異なる)行わなければなりません。実施に当たって、専門知識や器具が必要ですから、**県又は政令市の登録を受けた保守点検業者**と委託契約してください。

なお、保守点検を行った場合、点検の記録票が渡されますので、3年間は保存しておいてください。法定検査の際に、記録票の提示が必要となります。

□具体的な業務は...

- 消毒剤を補充する
- 汚泥・空気量の調整を行う
- 送風機(ブロー)のメンテナンスを行う
- 管路内の堆積物を除去する
- 防虫対策を行う
- 清掃の時期を判断する
- その他浄化槽の機能が適正に発揮されるよう調整する等

※保守点検を規定通りに行わない場合は、浄化槽法に基づく罰則規定が適用されることがあります。



法第7条 法定検査
(設置後の水質検査)
使用開始後
3～8ヶ月の間



保守点検
1年に3回以上
(処理方式により異なる)



清掃
1年に1回以上
(処理方式により異なる)



法第11条 法定検査
(定期検査)
1年に1回

3 清掃は、専門業者に委託して必ず実施してください

浄化槽の清掃(汚泥引き抜き)は、浄化槽の機能を回復させるものです。

浄化槽に入った汚水は、微生物で分解されますが、その処理が終わった後には、分解されない固形物(汚泥)や浮上物(スカム)が残ります。これを残したままにしておくと、浄化槽の処理機能が損なわれるばかりでなく、最終的には槽外に流れ出てしまいます。そうならないよう、**市町の許可業者に委託して、1年に1回(全ばっ気方式の浄化槽は半年に1回)以上必ず清掃**を行ってください。

(全ばっ気方式:浄化槽の内部が1つの槽になっているタイプ)

なお、清掃を行った場合、清掃記録票が渡されますので、3年間は保存しておいてください。法定検査の際に、記録票の提示が必要となります。

□具体的な業務は...

- 浄化槽の汚泥・スカムを引き抜く
- 付属機器類を洗浄・掃除する
- 引き抜き後、適正水位まで水張りを行う等

※清掃を規定通りに行わない場合は、浄化槽法に基づく罰則規定が適用されることがあります。



4 法定検査は、知事指定の検査機関で年1回必ず受けてください

法定検査は、浄化槽の機能が正常に維持されているかを確認するものです。

兵庫県水質保全センターは、浄化槽法の規定に基づき兵庫県知事より指定を受けた浄化槽の検査機関です。公共用水域の水質保全を図るため、浄化槽法第11条に基づく**1年に1回**の定期検査の受検をお願いします!

また、検査結果書は、保守点検記録票や清掃記録票とともに大切に保管しておいてください。

□具体的な業務は...

- 書類検査(保守点検及び清掃が適正に実施されているか記録票にて検査します)
- 外觀検査(送風機等設備の稼働状況、油や異物が混ざっていないか等の使用状況、消毒剤の有無など浄化槽の機能に異常がないか検査します)
- 水質検査(水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)、残留塩素濃度(DPD)、透視度(Tr)など現地での放流水の検査の他、放流水を持ち帰り生物化学的酸素要求量(BOD:水の汚れの指標)を分析します)

※検査を受検しない場合は、県や市などから必要な指導や受検勧告等を受けることがあります。さらに、それでも受検されない場合は、法定検査受検命令が出され命令に従わない場合には、罰則が適用されることがあります。

□法定検査後「不公正」の通知を受けたら...

検査の結果によっては、県民局や政令市などの行政機関から指導を受けることがあります。その場合、検査結果に従って保守点検業者に相談し適切な措置をとって下さい。

